

## 認定基準表

### 1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

認定区分		ランク	障害高齢者の日常生活自立度
非該当		J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障害者	身体障害者（3～6級）に準ず。	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障害者	身体障害者（1級、2級）に準ず。	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
		C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

### 2 認知症高齢者の日常生活自立度

認定区分		ランク	認知症高齢者の日常生活自立度
非該当		I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ず。	II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ず。	III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
		IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度は、介護認定情報（主治医意見書、認定調査票）のうち、より重度の判定により認定する。